

第24回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月25日(水)午前9時30分から午前10時40分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(17名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 3番 黒澤 一利、4番 寒河江 利廣、5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄、

7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、

13番 山田 良一、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、17番 江袋 實、

18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番 牛谷 清海

(欠席委員:1番 平 知恵子、2番 井上 要一、9番 金子 秀美、12番 内山 雄次郎、

14番 加藤 敏之、)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第32号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 議 第 109号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議 第 111号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 112号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第 9 議 第 113号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました

所有権の移転。支援センター保有分売り渡し件数1件、田 7,199 m²です。利用権の設定、10月再設定件数 2件 田 29,818 m²。合計 利用権設定 2件 田 29,818 m²です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件であります。ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第5、議第109号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の番号15番が議席15番佐藤総一委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 登坂賢治

それでは、議席15番佐藤総一委員については、本件に関する案件について審議中は、室外に退席といたします。

それでははじめに、番号15番について審議を行うので、議席15番佐藤総一委員については退席願います。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページをご覧ください。議第109号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は40件です。

(議第109号15番について朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

佐藤総一委員の復席を求めます。

議長 登坂賢治

次に決定いただきました番号15番を除き、番号1番から40番までについて審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

(議第109号15番を除く、番号1番から40番までについて朗読により説明)

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

16番 小形耕一委員

面積の表示の方法ですが、今回の解約はこの面積の1筆だけなのか、合計の筆数の面積なのか、いかがなものでしょうか。

議長 登坂賢治

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭平

入力を誤ってしまいました。筆数合計の面積になります。訂正いたします。

議長 登坂賢治

お諮りします。番号15番を除き、番号1番から40番までについて、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第6、議第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

13ページをご覧ください。議第110号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第110号1番について朗読により説明)

なお、本件については、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、21番 大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼藤一委員

番号1番について、11月22日現地調査をまいりました。今回の申請は譲受人の規模拡大により農地を取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われま。対価については、農地の状況から見て10アール対価●●万円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

番号1番について担当委員及び事務局の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第7、議第111号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

14ページをご覧ください。議第111号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第111号1番から5番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、20番牛谷清海委員より報告願います。

20番 牛谷 清海委員

番号1番について、11月16日現地調査をまいりました。本案件は経営規模縮小・規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10アールあたり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に、番号2番の件について、3番黒澤一利委員より報告願います。

3番 黒澤 一利委員

番号2番について、11月17日現地調査をまいりました。本案件は経営規模縮小・規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10アールあたり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に、番号3番及び4番の件について、13番山田良一委員より報告願います。

13番山田 良一委員

番号3番について、11月22日現地調査をまいりました。本案件は経営規模縮小・規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10アールあたり●●円の賃借料は妥当と判断します。

続きまして、番号4番についても11月22日現地調査をまいりました。本案件は経営規模縮小・規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10アールあたり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に、番号5番の件について、4番寒河江利廣委員より報告願います。

4番 寒河江 利廣委員

本件は、番号12番内山雄二郎委員の案件です。番号5番について、11月16日現地調査をまいりました。本案件は離農・規模拡大するものです。なお、高島町の農業者同士の賃貸借権設定の内容であり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10アール

ルあたり●●円の賃借料は妥当と判断します

議長 登坂賢治

事務局及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

17番 江袋 實委員

番号3番と5番について、賃貸人の経営面積と貸付面積に差があるのに離農であるのはなぜか。

議長 登坂賢治

事務局の説明をお願いします。

農地主査 前山律雄

番号3番については、賃貸人の残りの農地につきましては、小松地区の人・農地プランにより農地中間管理機構への貸し付けを予定しておりますが、今回3条申請の農地はプランのエリア外になるための申請でありますので、離農としました。

番号5番につきましても、高畠町であります。賃貸人は高畠町で農地中間管理機構に貸出し、離農となるため、このように記載したものです。

議長 登坂賢治

他に質問等を求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第8、議第112号、農地法第5条の規定による許可申請(所有権の移転)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

16ページをご覧ください。議第112号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にとまらう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第112号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は平成29年1月末日で完了する計画です。宅地への進入路ですので、面積の38㎡は妥当です。申請地は、土地改良事業施行区域内であります。米沢平野土地改良区からの意見書も添付されております。資金については、自己資金賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、4番 寒河江利廣委員より報告願います。

4番 寒河江 利廣委員

番号1番について、平成27年11月16日、鈴木秀男委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農用地区域外農地(白地)の田であります。申請人は、現住宅に隣接する農地を譲り受け進入路として使用するための申請です。土地改良区からの意見書も添付されており、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第9、議第113号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

議第113号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

17ページです。(議第113号本文及び18ページ整理番号6915番から6918番について朗

読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することにいたします。

議長 登坂賢治

これをもちまして、第24回川西町農業委員会総会を閉会いたします。